

# 神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）により、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）が改正されることに伴い、神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則（以下「細則」という。）に定める様式の一部を改正するものである。

## 2 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）及び健康保険法等の一部改正（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降は現行の健康保険証の新規発行が終了となり、段階的に個人番号カードを基本とする体制へ移行することとなったため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）が改正され、第22条に規定する保有個人情報の開示等請求における本人確認書類から健康保険の被保険者証が削除されることとなった。

県教育委員会では、細則に保有個人情報の開示等請求時の様式を定め、政令で定める本人確認書類の種類を記載していることから、政令の改正に合わせ、以下のとおり、細則に定める関係様式を改正する。

- (1) 保有個人情報開示請求書（第1号様式）、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）及び保有個人情報利用停止請求書（第18号様式）中「本人（代理人本人）であることを確認することができる書類」欄から、「健康保険の被保険者証」を削除する。
- (2) 上記請求書裏面の備考3から、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合の注意事項を削除する。

## 3 施行期日

令和6年12月2日から施行する。

## 4 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができることとする。